

令和3年第5回定例会
斑鳩町議会会議録

令和3年12月6日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(12名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	5番	伴 吉晴
6番	大森 恒太朗	7番	嶋田 善行
8番	井上 卓也	9番	横田 敏文
10番	坂口 徹	11番	濱 真理子
12番	木澤 正男	13番	奥村 容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副町長	乾 善亮
教育長	山本 雅章	総務部長	面卷 昭男
総務課長	仲村 佳真	安全安心課長	真弓 啓
住民生活部長	加藤 惠三	住民生活部次長	北 典子
国保医療課長	安藤 晴康	環境対策課長	東浦 寿也
都市建設部長	上田 俊雄	建設農林課長	手塚 仁
都市創生課長	本庄 徳光	会計管理者	黒崎 益範
教育次長	栗本 公生	教委総務課長	松岡 洋右

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

追加日程1. 常任委員会委員の補充選任について

追加日程2. 議会運営委員会委員の補充選任について

追加日程3. 議長報告について

(1) 総務常任委員会副委員長互選結果について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、3日に続きまして一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けします。

初めに、6番、大森議員の一般質問をお受けします。

6番、大森議員。

○6番（大森恒太朗君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1項目に関して言えば、こちらは先日、同僚議員が質問された内容と重複いたしますので、私からは割愛させていただきますが、私からも高校生までの医療費助成について、できるだけ早く給付していただきますようお願いいたします。

それでは、2番目に通告しております小中学生に配布したタブレットの使用状況について、お伺いします。約8か月たちましたが、学校での使用状況、家庭に持ち帰る頻度等、どうなっているのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） おはようございます。タブレット使用状況についてのご質問でございます。国が示しておりますGIGAスクール構想に基づきまして、当町では令和2年度までに児童生徒1人に1台のタブレット型パソコンの整備及び当該機器を活用するにあたり必要なグーグルアカウントの付与を完了したところでございます。

タブレット型パソコンの使用状況についてでございますが、4月末から5月初めの連休にタブレット型パソコンの持ち帰りを実施いたしまして、各家庭におきましてログインのテストを行ったところでございます。また、ICT環境を活用した英語学習のとりくみといたしまして、オンラインによる海外の学校の児童生徒との交流学习を実施しております。また、夏季休業期間におきましても持ち帰りを実施したところでございまして、一般的なインターネットを活用した調べ学習、ドリル教材の活用、夏季休業期間の途中に期限を設定し、課題をオンライン上で提出し進捗とつまずきの確認、それに対して適宜、アドバイスを行ったことやタブレット型パソコンを利用した観察日記の作成、オンライン登校日など活用したところでございます。また、第2学期を迎える直前に、新型コロナウイルス感染の拡大の傾向が続いたことから、9月上旬に短縮授業を実施し、

午後からオンライン授業を実施しております。日常の授業におきましても、動画資料やドリル教材の活用等、ICTを活用しながら学びの充実を図っているところです。現在のタブレット型パソコンの持ち帰りにつきましては、全ての学校で画一的ではなく学校ごと、学年ごとの発達段階や習熟度に合わせた運用を行っているところです。以上です。

○議長（伴吉晴君） 6番、大森議員。

○6番（大森恒太朗君） わかりました。ありがとうございます。まだまだ使い始めて約1年も経ってない状況ですので、私もニュースで見る限りですけども、全国的にはタブレットのいじめの問題であったりだとか、IDアドレスの流出であったり問題も出てきておりますので、そういったことを気をつけていただいで運用してください。

第3の質問に移ります。これから使用方法について、こういった方向性、指針を持って教育委員会はしていくのか、教えてください。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 今後におけます児童生徒1人に1台のタブレット型パソコンの積極的な利活用に向けたとりくみについてでございます。

児童生徒を指導する教員のICT教育に関するスキルアップ、モチベーションアップが必要不可欠であると考えているところでございます。教員同士の勉強会を定期的開催し、活用の状況や課題の把握、その対応策を整理、共有することやICT支援スタッフを配置するなど、ICT学習の充実に努めてまいりたいと考えているところです。将来的にはタブレット型パソコンを日常的に持ち帰りすることを想定しているところでございまして、新型コロナウイルス感染拡大や大規模災害と、非常時における児童生徒の学びの保障の観点からも、タブレット型パソコンを持ち帰り、自宅等で学習することにおいてICTを活用することは有効であることから、学習課題等を配信して自宅学習を促進することや、長期休業期間中の教員による学習に関する支援を行うなど、児童生徒がICTを日常的なツールとして活用することができるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

児童生徒に1人1台の端末配布は完了いたしました。今後、ICTの活用法は無限大であることから、GIGAスクール構想の実現に向け、情報機器の充実や技術的な支援など環境整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 6番、大森議員。

○6番（大森恒太朗君） ありがとうございます。子どもと現場が使用しやすいようにしてください。また、タブレット授業ができるところはどんどん進めていけばいいでしょ

うし、ただ、漢字などの反復指導が必要なところに関して言えば、どんどんそちらはタブレットというよりかは書いて覚えていただく作業が増えてくるのかなと思うんですけども、効果的に使用していただきたいと思います。また、私からはタブレット端末を使って、例えば今、学校から斑鳩町のイベントなどそういったものをプリント配布されると思うんですけども、そういった場合というのは先生から子どもに渡って、子どもから親に渡るケースというのがほぼほぼだと思うんですけども、そういった場合、子どもが何気なしに先生から親に渡しておいてという形になると思うんですけど、ICT、タブレットを使うことによって、教育委員会がちょっと手間かも分かりませんが、子ども新聞みたいな形でタブレットに送ってしまって、子どもたちが見て、斑鳩町でこういうイベントがあるんだということをわかってもらって参加できるような、子どもたち主体でこういうものに参加したいと思ってもらえるようなイベントごとをして、子どもたちに斑鳩町を好きになってもらう、育ててもらおうという意味合いで、今すぐにやれというわけではないですけども、そういったことをやっていただきたいなと思ってますので、私からの一般質問は以上になります。以上です。

○議長（伴吉晴君） 以上で、6番、大森議員の一般質問は終わりました。

続いて、2番、齋藤議員の一般質問をお受けします。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。ひとつ目は、自治会活動への支援について、質問させていただきます。自治会は任意団体ですが、行政と地域住民を結ぶ一番基礎的な組織として大変重要な役割を担っています。斑鳩町からの連絡を回覧板で周知徹底する、斑鳩町からの依頼を取りまとめて報告など行政と住民のパイプ役、地域の環境美化活動や環境保全、防犯灯や防犯カメラの管理、子どもやひとり暮らしの高齢者の見守りなどの住民の安全安心で生活できる地域づくり、障害者の支援など幅広い活動をしています。ほかにも、自分たちの地域は自分たちで守るという自主防災、防犯組織の活動など多岐にわたります。

阪神淡路大震災では、救助された人の約8割が近所に住む人たちの手で助けられたと言われています。また、多様化するいろいろな住民の要望を、地域住民の代表として行政への取りまとめなどの役割も担っています。赤い羽根共同募金運動などの募金活動にも協力しています。ごみの分別や集積所の維持管理も自治会の役割です。健康増進のため百歳体操も実施して、お互いに交流を深めています。

自治会の活動を維持していくためには、地域に住んでいる非自治会員も含めた地域住

民の協力連携や行政の支援が必要です。しかし、核家族化や少子化、高齢化の進行、住民の価値観やライフスタイルの多様化、社会環境の変化などが進行して、地域における人と人とのつながりが弱まっています。自治会への未加入者も増え、これまで地域で有していた住民自治や相互扶助などの機能が低下してきています。自治会に加入していない理由、退会する理由、そして自治会へ未加入でも広報は配布される、ごみ出しも特に困らない、近所づき合いが煩わしい、役員をやりたくない、高齢で役員ができない、インターネットなどを活用すれば自治会の方に教えてもらわなくても困らない、自治会費の集金の役割もやらなくてもよい、核家族化が進み共稼ぎで自治会活動ができないなどいろいろあります。全国的に自治会、町内会の加入率は減少しています。斑鳩町も自治会加入率が毎年減少して、令和2年度の自治会加入率68.3%となっています。

もうじき斑鳩町民の3分の1が自治会未加入の状態になりつつあります。

自治会は、役員の高齢化、役員の担い手不足、美化活動や防犯防災活動などへの不参加、無関心など様々な課題を抱えています。個人情報やプライバシーなどにより、ますます地域での近所づきあいが薄れています。家族関係もわからなくなり、万が一の場合は親族への連絡先も分からず苦慮している状況です。行政は、住民の要望も多様化している現状では、行政のみで対応できにくくなっています。人口減少や高齢化が進み、地域での見守りが増え、共稼ぎ中心、協働の中心的役割を担う自治会活動や地域での支え合いがますます重要になります。住民の組織である自治会の役割が一層、大きくなっていくものと思われます。令和3年5月に災害対策基本法が改正になり、災害発生時に災害弱者の避難を支援する個別避難計画の策定が自治体の努力義務となりました。策定には自治会、自主防災組織、福社会などが中心となって地域のコミュニティが大きな役割を担います。自治会には環境・健康・福祉・安全安心・地域の絆など多くの課題があり、それぞれの課題が連鎖関連しています。自治会の課題解決には各担当部所単独ではなく全庁的な視点で検討、支援やとりくみが必要だと思います。

次の質問について、行政からの視点ではなく住民の視点でご検討くださるようお願いいたします。それではひとつ目の質問をします。LED防犯灯の取替え費用の支援について質問します。自治会の管理の防犯灯はLEDライトとなっています。

LEDライトは寿命が10年と言われており、平成24年度から斑鳩町の補助で設置したLED防犯灯は寿命がきて取替えが始まっている自治会もあります。自治会加入率が低下し自治会費が減収している状況で、地域全体で守るべき地域の安全安心に必要なLED防犯灯費用を自治会会員のみで負担は、自治会会員から不満が出てきます。そし

て、ますます自治会への加入率が低下していきます。もうじき多くのLEDライトの取替え時期がやってきますので、LED防犯灯の取替え費用はLEDの設置費用と同様に斑鳩町の負担すべきだと思います。斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 自治会管理のLED防犯灯更新にかかる支援についてのご質問でございます。ご質問にもございましたが、本町では平成24年度に斑鳩町防犯灯設置補助金交付要綱を全部改正し、平成25年度から自治会管理防犯灯のLED化を進めてまいりました。こうした中、令和5年度以降から補助金を活用して更新された多くのLEDの防犯灯が耐用年数と言われている10年を迎えようとしております。現在の斑鳩町防犯灯設置補助金交付要綱では新規設置を対象としており、ご質問にあったLED防犯灯の更新等は補助対象としていないところでございます。これから耐用年数を迎えるLED防犯灯の更新に伴い、自治会におかれましてもその更新費用に相当の負担が生じることから、できるだけ自治会負担の軽減を図るため、更新費用に対しても支援してまいりたいと考えております。

現在、早期に支援を開始できるよう検討を進めているところであり、詳細が決まりましたら担当常任委員会にご報告をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。自治会負担の軽減を図るため、LED防犯灯の更新費用の支援を早期に開始できるよう検討するとご答弁いただきました。大変、うれしく思います。非自治会員との公平性、自治会負担の軽減を図るため、LED防犯灯設置費と同様に全額支援くださるよう要望します。よろしく申し上げます。

次に、自治会活動保険の保険料支援について、質問します。

自治会の自主防災防犯会の活動、環境美化活動、見守り活動など、自治会活動での事故が発生しますと自治会の責任が問われます。ということで、自治会では自治会活動保険に加入しているところもあります。自治会活動を安全安心に行うため、自治会活動での事故を補償する保険が必要だと思います。斑鳩町として、自治会活動保険加入への助成をすべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 自治会が主催される活動や行事等が対象となる自治会活動保険の加入に対する支援についてのご質問でございます。自治会活動は自主防災、防犯活動や環境美化活動といった公益的な活動に加え、地域における祭りやスポーツ活動、親

陸旅行など多岐にわたっております。このような中、それぞれの活動に対応した自治会活動保険を一律的に町が取りまとめて加入することは難しく、その活動内容や保険金額に応じて、それぞれの自治会でご対応いただく必要があると考えております。また、保険料に対する費用助成につきましても本町の自治会数から算出しました場合、多額の財政負担となりますことから、新たな費用助成制度の創設は難しいものと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。町財政と同じように自治会も自治会加入率が低下し自治会費減少、高齢化、住民意識の多様化の中で今までになかった支出が増えております。引き続きのご検討をお願いしまして、次の質問に移ります。

自治会役員の負担軽減について質問します。自治会役員になると、報告のため役場へ書類を届けなければならないことがあります。しかし、核家族化で夫婦共働きに行っている。高齢化で運転免許証を自主返納したので役場に行くためコミュニティバスを利用しているが不便という声が聞こえてきます。自治会役員の負担を減らすため提出書類の押印を省略し、電話やファックスなどで対応できるようにすべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 自治会を対象といたしました補助金の申請などを含む町への行政手続に際しての提出書類に関しましては、町民の負担軽減及び利便性の向上を図るため、その提出書類への押印等の義務付けの見直しに係る基準を来年4月1日から施行を目途として、現在、例規の見直し等の事務手続を進めているところでございます。

現状では、郵送の場合を除き、それぞれの担当窓口にお越しいただき申請書類を提出いただく必要がある中、この見直しにより押印が不要となり、氏名を自筆ではなくパソコン等で印字したもの、いわゆる記名のみで申請等が可能となる手続につきましても、申請書類等を電子メールやファックスによりご提出いただくことが可能となる手続もございます。これにより、平日に窓口にお越しいただきにくい自治会長や役員の方にとっては、特に負担軽減、利便性の向上につながる効果があると考えております。

なお、電子メールやファックスによりご提出いただく場合は送信していただいた旨を電話によりご連絡をいただき、受信確認するなど不着等による行き違いが生じることがないように対応をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。自治会役員の負担軽減のため、来年4月

1日から実施を目途として、例規の見直し等事務手続を進めるとご答弁いただきました。極力、斑鳩町窓口に来なくても手続きができるよう、できて完了するよう要望します。

次に、自治会加入率向上の支援について質問します。自治会活動は地域コミュニティの維持にとって大切な組織です。地域の見守り活動や防災防犯活動、百歳体操などを通じて地域の絆を深めています。しかし、転入されても自治会に加入しない方や、自治会活動が煩わしいから退会される方もおられます。自治会加入率は年々減少しています。

転入者の自治会加入率向上のため、役場で転入届受付時に自治会加入促進のチラシを渡す、自治会の連絡先を教えるなど転入者の積極的な自治会加入を推進すべきと思います。斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 質問者がおっしゃいますように、自治会活動は地域の絆を育む住みよい地域づくりに欠かせないものであり、自治会への加入に対する支援は町としても積極的にとりくむべきものと考えております。こうした中、自治会への加入支援として本町に転入された方に対し、住民課の窓口におきまして自治会加入促進チラシを配布しているところでございます。また、お住まいの地区の自治会や自治会長がおわかりにならないときには、総務課におきましてお住まいの地区の自治会や自治会長の連絡先をご案内しているところでもございます。さらに、定期的に町の広報紙に自治会に関する記事を掲載しておりますほか、自治会未加入者の方や自治会の退会に関するご相談を受けた際には、丁寧にお話を伺い、必要に応じてその地域の自治会との調整に努めているところでもございます。こうした様々なとりくみを通じ、自治会長や自治会役員の皆様方とともに、引き続き、自治会への加入促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

LED防犯灯の更新費用の支援、自治会役員の負担軽減、自治会加入率の向上への支援など、いろいろ前向きなご答弁ありがとうございました。住みよいまちづくりは行政のみではできません。斑鳩町と住民の皆さんが一体となり同じ方向を向きとりくめるよう、引き続き、自治会へのご支援をお願いしまして、次の質問に移らせてもらいます。

2つ目の質問は、ゼロ・ウェイスト宣言の推進について質問します。斑鳩町は平成29年5月に全世界に向けてゼロ・ウェイスト宣言をされ、次世代を担う子どもたち、未来の斑鳩、未来の地球環境のため、脱焼却、脱埋立てを目指して斑鳩まほろば宣言を発しました。その行動内容を示す斑鳩まほろば行動宣言には、2027年、令和9年度ま

での具体的なとりくみ計画を策定しています。具体的なとりくみは、令和2年度までの短期計画、令和3年度から令和5年度までの中期計画、令和9年度までの長期計画の3段階にわかれています。今年度からは中期計画に入っています。ゼロ・ウェイスト宣言の精神は、地球温暖化を抑止する2050年二酸化炭素排出実質ゼロにもつながりますので、斑鳩まほろば行動宣言を着実に前に進めていただきたいと思います。

では、ひとつ目です。ゼロ・ウェイスト宣言のまち斑鳩町の掲示について質問します。

10年計画の斑鳩まほろば行動宣言・推進計画は、もうじき折り返し地点を迎えます。しかし、斑鳩町内でゼロ・ウェイストへの意識は薄れつつあるように思われます。後半の5年間で斑鳩まほろば行動宣言・推進計画の達成するという斑鳩町の強い決意と、住民の意識の掘り起こしを込めて、斑鳩町内の目立つところに「ゼロ・ウェイスト宣言のまち斑鳩町」の掲示をすべきと思います。斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言のとりくみを進める上で、その具体的なとりくみ、事業内容等の計画といたしましては、平成30年3月に斑鳩まほろば宣言・推進計画を策定し、総合的、計画的にごみ減量化・資源化施策、ごみゼロのまちを推進しているところでございます。

「ゼロ・ウェイスト宣言のまち・斑鳩町」の掲示、周知啓発につきましては、これまで平成29年5月に開催したゼロ・ウェイストフェスティバルや各種イベントでの周知啓発、平成29年度から令和元年度までの3か年にかけて実施いたしました自治会別環境問題学習会での説明、周知啓発、また、継続的な広報紙への啓発や町の玄関口でありますJR法隆寺駅や公共施設等でのポスターの掲示などを実施しているところでございます。これらのことから、ゼロ・ウェイストのまち・斑鳩については、一定、住民の皆様にご理解をいただき、周知できているものと考えております。

今後につきましても、引き続き、継続的に周知啓発を行いながら、ごみゼロのまちづくり、ごみ減量化・資源化施策を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 斑鳩まほろば宣言・推進計画には、ゼロ・ウェイストの輪を県内外の他の自治体に広げるとともに、観光客にもPR発信などにより多くの人にゼロ・ウェイストの考え方を周知し広げますとあります。斑鳩町には多くの観光客がお越しになります。県内外、全世界の方にゼロ・ウェイスト宣言のまち斑鳩の発信を広げるため、引き続き、PRの発信をよろしくお願いします。

次に、生ごみ分別収集の全町実施についてお尋ねします。

斑鳩町は平成21年度から生ごみ分別収集モデル事業を始め、令和2年度で12年経過しました。斑鳩まほろば行動宣言は、令和3年度からの中期計画に生ごみ分別収集の町全域実施と計画されています。生ごみや草木などを燃やさないで肥料などに再利用することが、次世代を担う子どもたちの地球環境を守ることとなります。現在の推進状況と町全域実施の予定をお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 生ごみ分別収集の町全域実施につきましては、斑鳩まほろば宣言・推進計画におきまして、令和3年度から令和5年度までの中期から令和9年度までの長期の計画といたしまして掲載しており、生ごみ分別収集モデル事業の拡充を図りながら計画的に町全域実施に向け事業を推進することとしております。

現在の生ごみ分別収集モデル事業の進捗状況でございます。今年度10月末現在でございますけれども、モデル自治会が98自治会、6,456世帯、町全体の自治会加入世帯8,428世帯の約76.6%の世帯で実施をいただいております。また、自治会未加入の方による公共施設モデル世帯の481世帯を合わせますと、6,937世帯、町全体の1万2,040世帯の57.6%の世帯で実施をいただいております。

ごみ回収量といたしましては、平成29年度で435トン、平成30年度で約455トン、令和元年度で約473トンで推移し、令和2年度はコロナ禍の影響等もあり約452トンとなっておりますが、年々増加傾向となっております。なお、令和2年度の可燃ごみ排出量が約3,366トンでありますので、可燃ごみの約15%程度を生ごみとして分別収集し、焼却施設に堆肥化处理資源化をしているところでございます。

今後につきましても、未実施自治会や自治会未加入世帯等に対しまして、生ごみ分別収集モデル事業へのご理解、ご協力をお願いをし、町全域での実施に向け課題の整理等を行いながら、斑鳩まほろば宣言・推進計画にもありますように、中期から長期の実施予定の中で事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、町では生ごみ自体を出さないため、食品ロス削減に向けたとりくみも実施しており、令和29年度、令和30年度において家庭から排出される可燃ごみや生ごみの組成調査を実施いたしますとともに、学習会などにおいて食品ロス削減に向けたとりくみをお願いしているところでございます。そのとりくみの内容といたしましては、まず買物前に食材をチェックし、使い切れる分だけを購入することや、調理や作り過ぎないこと、それでも食べ切れない場合は他の料理に作り変えるなどして献立や調理方法に工夫

していただくよう、まず家庭でのとりくみ呼びかけをさせていただいているところでございます。

今後におきましても、生ごみ分別収集と併せまして、生ごみ自体を出さない、食品ロスの削減や生ごみ自家処理、家庭用生ごみ処理機等の普及促進などのとりくみをさらに進め、ごみ自体を出さない、ごみゼロのまちづくりを推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。ご答弁の中で、生ごみ分別収集のまちの町全域実施は中期、長期の実施予定の中で事業を進めるとありました。斑鳩まほろば宣言・推進計画の最終年度である令和9年度までの間に実施するという事で理解してよろしいでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 計画期間内での実施を目標に、この事業につきましては進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 最終年度は令和9年度でございます。あと6年です。しっかりと計画をされて、住民にご理解とご協力をいただきながら実施されるよう要望して、次の質問に入ります。

完熟堆肥・斑鳩の環の利活用・普及の推進についてお尋ねします。

生ごみの分別収集で利活用され生産される完熟堆肥・斑鳩の環は、斑鳩町内の数か所のみで販売です。斑鳩の環は、家庭菜園や庭に花を植えている方から大変好評です。しかし、重たいため持ち帰りが大変過ぎるという声をよく聞きます。斑鳩の環の購入の利便性や普及推進を図るため、多くの店舗で購入できるようスーパーや斑鳩町ごみ指定袋販売をされているお店などと提携して、利用者の近所で購入できる体制を推進すべきと思います。斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） この完熟堆肥・斑鳩の環につきましては、再資源化の推進、資源循環型社会の構築を目的に、当町で回収いたしました生ごみと枝葉・草類を活用し処理業者において堆肥化し生産販売しているものでございます。平成26年9月より販売を開始しており、販売につきましては障害者の自立支援を推進するため、環境保全に積極的に活動されている福祉団体としまして虹の家と堆肥の販売を含めた宣伝普及

活動について協定書を締結し、町と連携しながら完熟堆肥・斑鳩の環の販売、宣伝普及活動を推進しているところでございます。

平成28年5月からは虹の家での販売に加え、斑鳩町役場環境対策課、衛生処理場、中央公民館での販売を拡充。また平成29年11月からはシルバー人材センターのシルバー市での販売も実施し、利便性の向上、普及促進に努めているところでございます。販売数の状況といたしましては、令和元年度で計2,424個、月平均201個、令和2年度で計2,966個、月平均247個となっており、令和2年度の内訳としましては虹の家で997個、月平均83個、斑鳩町役場環境対策課で843個、月平均が70個、中央公民館で241個、月平均が約20個、衛生処理場で473個、月平均約39個、シルバー人材センターでは412個、月平均で34個となっております。

販売につきましては、協定書に基づき虹の家において一括して堆肥生産者へ連絡・調整等を行い、各販売所への納品、販売等の取りまとめを行っていただいております。

販売場所につきましては、平成26年9月以降、随時拡充し、町内の西側で虹の家、シルバー市、中央で斑鳩町役場環境対策課、中央公民館、東側で衛生処理場と一定、一般的に配置をしている状況でございますが、引き続き、虹の家とも相談をしながら販売拡充に向け検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。斑鳩の環を販売する販売場所を拡充し、購入者の利便性向上とともに再資源化の促進をお願いしまして次の質問に入ります。

食品ロスの削減について、現在のとりくみ状況と食品ロス削減推進計画について、お尋ねします。世界には栄養不足の状況である人々が多く存在しています。食品の多くを輸入に依存している日本は、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されました。法律では、市町村は基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないと定められています。

奈良県は、令和3年4月に奈良県食品ロス削減推進計画を策定されています。

食品ロスの削減について、斑鳩町の現在のとりくみ状況についてお尋ねします。

併せまして、食品ロス削減推進計画を早期策定すべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 食品ロスの削減につきましては、斑鳩まほろば宣言・推

進計画に掲載をしており、町ぐるみによるとりくみの推進といたしまして、食品ロス削減に向けた住民、事業者への周知啓発等を推進することとしております。

これまで斑鳩町では、広報紙等への掲載や各種イベント等におきまして、食品ロス削減について継続的に周知啓発を行っております。また、食品ロス削減に向けたごみ質検査・組成分析調査なども継続的に実施し、住民の方や事業者の皆様への周知啓発に活用しているところでございます。さらに、事業所等に対しましては、ごみ搬入登録事業者等を対象に、ごみ排出状況の確認やごみ減量化・資源化の啓発等を行うため訪問指導を実施しておりますが、その際にも食品ロス削減についてごみ減量化・経費の節減につながることから、とりくみを進めていただくようお願いをしているところでございます。

食品ロス削減につきましては、一人ひとりの意識、とりくみが大変重要となりますことから、今後も引き続き、継続的かつ積極的に住民の方、事業者への周知啓発等を行ってまいりたいと考えております。また、斑鳩まほろば宣言・推進計画にも掲載しておりますとおり、食品ロス削減認定事業所制度の創設・認定や、フードバンク・フードドライブ事業の実施などによる食品ロス削減の推進につきましても、今後、調査検討を進めてまいりたいと考えております。

今、議員が述べられました、食品ロス削減の推進に関する法律に基づきます食品ロス削減推進計画につきましても、国の基本方針や令和3年度に策定をされました奈良県の食品ロス削減推進計画などを踏まえながら、今後、先に述べました食品ロス削減認定事業所制度の創設認定など施策を進める中で、町食品ロス削減推進計画の早期策定に向け、調査検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。奈良県では令和3年4月に奈良県食品ロス削減推進計画を策定されています。斑鳩まほろば宣言・推進計画に達成するため、奈良県の食品ロス削減推進計画を踏まえ、早期に斑鳩町食品ロス削減推進計画の策定を要望しまして、次の質問に入ります。

斑鳩まほろば行動宣言には、平成30年度から食品ロス削減認定事業所制度の創設認定とあります。食品ロス削減認定事業所の創設、認定の進捗状況についてお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 食品ロス削減認定事業所制度の創設、認定につきましては、斑鳩まほろば宣言・推進計画にも掲載をしており、食品ロス削減推進のため、これまで実施に向けた計画検討を進めてきたところでございます。

また、令和元年度より事業系一般廃棄物の処理業許可制度を導入し、各事業所の排出量の整理などを行っている中で、昨今のコロナ禍の状況や来客の減少等もある中で、本来の排出量の状況把握が難しい状況となっております。事業所・店舗への具体的な聞き取り調査や課題の整理等が困難なことなどもあり、現時点では今後の実施計画等について調査検討を行っているという段階でございます。

今後につきましては、事業所訪問などによりまして、事業者として具体的にどのような食品ロスへのとりくみができるかなどの聞き取り調査の実施や、その課題なども整理をしていく中で、食品ロス削減推進計画と併せまして、具体的な事業でございます食品ロス削減認定事業所制度の創設と認定などの調査検討を進め、食品ロス削減に向けたとりくみを推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。では次に、フードバンク・フードドライブ事業についてお尋ねします。コロナ禍で生活に困窮する方を支援する活動が広がっています。斑鳩まほろば行動宣言にはフードバンク・フードドライブ事業の実施は令和4年度からとあります。令和元年12月に一般質問で早期実施について質問したところ、国が策定を進める基本方針なども参考にしながら、関係機関等とともに協議を進め早期にフードドライブ事業の整備について進めたいと考えていると回答をいただきました。

それから2年経過した現在、フードバンク・フードドライブ事業の検討をされた結果の推進状況と令和4年度実施の見込みについて、お尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 前回、元年12月議会以降の内容ということでございます。現在、斑鳩町と社会福祉協議会におきまして、子どもの見守り強化事業といたしまして、支援ニーズの高い子ども等の見守り、必要な支援、食事や物資の提供などを行う計画を検討しているところでございます。この事業を進めるにあたりまして、フードドライブによりまして、食事や物資の提供などを実施していくことができないかなどについて検討を進めているところでございます。この子どもの見守り強化の事業に併せ、早期にフードドライブ事業の活用も行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。検討中ということでございますので、令和4年度から実施されることを強く要望します。

では、次の3つ目の質問に移ります。花と緑のまちづくりの推進について質問します。

花は心を癒してくれます。花を見ると、ストレスが和らぎ、モチベーションがアップする効果があると言われていています。また、花は景観をよくし環境美化にも大きな役割を果たしています。全国各地の自治体や地域でそれぞれの思いを持って花と緑のまちづくりを展開しています。ある自治体では、地域の宝である子どもたちに花を愛し郷土を愛する心、たくましい心など素直な子どもに育つことを願いながら、地域の多くの方々のご協力を得て、これまで環境美化運動の一環として花と緑のまちづくりを推進しています。また、他の自治体では、花を育てることで生活空間が明るくなり、さらに潤いと安らぎが感じられるような花のあるまちの実現を目指す運動を展開しています。また、日常生活でゆとりと潤いが感じられるまちを実現するため、個人、自治会、ボランティアなどの各種団体、企業など多くの参加による花によるまちづくりを実現することを目的にしている自治体もあります。町を単に花で飾るのではなく、清掃して一から環境をきれいにする運動、川をきれいにする運動へのつながり、そして、たばこの吸い殻やごみのポイ捨てをしない運動へとつながっている地域もあります。

奈良県では、なら四季彩の庭づくりとして、魅力あるよいお庭を県内各地につくり広げていくことにより、奈良県全体を美しいひとつの庭と言えるようにしていきたいとしています。斑鳩町は、第5次斑鳩町総合計画で、1、花と緑のあふれる潤いのある地域づくりに向け、道路や河川、公共施設や住宅地において、その景観や機能に応じた植物の種類や手法を選択し、住民と行政が一体となった緑化を進めます。2、身近な緑化を進めるため、活動の核となる組織の育成と支援を行います。また、住民が計画し、楽しみながら活動するコミュニティガーデンなどのとりくみを進めますとあります。

斑鳩町では、秋になると法起寺周辺は鮮やかなきれいなコスモスが咲き乱れます。また、各団体や個人が公共施設、公園、道路、空き地など花を植えていただいています。

斑鳩町には世界遺産であるまちとして、多くの観光客や参拝者がお越しになります。お帰りになり、家族や友人、知人などへの土産話として、斑鳩町は文化遺産がすばらしかったけども、それだけでなく斑鳩町は景観も漏れず花と緑がきれいだったと言われるまちでありたいと思います。

質問でございます。第5次斑鳩町総合計画には、活動の核となる組織の育成と支援を行います。また、住民が計画し、楽しみながら活動するコミュニティガーデンなどのとりくみを進めます、とあります。具体的にはどのようなとりくみで、どのように実行していくのか、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 本町と本町の花と緑のまちづくりに関するご質問でございます。第5次斑鳩町総合計画前期基本計画の基本施策、風景・景観・自然環境の保全において、自然環境の保全と活用のとりくみとして、今、議員がご紹介いただきました総合計画の内容になっております。これらのとりくみは、前計画、第4次斑鳩町総合計画から継承したとりくみとなっており、総合計画に掲げるまちづくりの実現に向け、これまでから各種事業にとりくんできたところでございます。

質問者もご紹介いただきましたコスモスをはじめとする景観形成作物の普及事業では、斑鳩町独自の自然と歴史の景観が一体となり、訪れる人だけでなく住む人にも潤いと安らぎが感じられる景観形成を目的として、法起寺周辺を中心に農家の方々にご協力をいただきながらコスモスやレンゲを栽培し、報道機関等に取り上げられるなど多くの方に訪れていただいております。

また、公共施設等の緑化の推進事業として、いかるがパークウェイやJR法隆寺駅前広場などにおいて、維持管理の一部をボランティア団体の皆様に担っていただきながら緑化を進めております。中宮寺交差点や役場前バス停横の花壇など町が所有する空き地等においては、花の植栽や除草、水やり等の維持管理をボランティア団体の方々に行っていただいております。花の種類や植えつけ時期の相談や、花・肥料などの現物支給なども行ってきたところでございます。また、清掃活動を行われる際には、回収袋を無料で配布し回収もさせていただきます。町といたしましては、引き続き、住民団体のお力をお借りしながら、官民連携による、花と緑あふれる潤いのある地域づくりに向けてとりくんでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。花と緑のあふれる潤いのある地域づくりを前に進めていくためには、行政と住民が同じ方向を向いて、協働してそれぞれの役割分担を決めていく必要があると思います。王寺町では、具体的な要綱を決めています。その中で、花いっぱい運動をする公共施設と団体と役割分担を決め、花の苗、花の用土、肥料、水道代金など必要なものは支給する体制にしています。

斑鳩町も要綱や規約などを定めて賛同者を多く募り、必要なものを支給する方法にすべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 王寺町では、美しくきれいなまちづくりを住民と行政が

一体となって推進する、水と緑の町づくりをこれまでから進められ、その活動のひとつとして花を育てることにより、私たちの生活空間を明るくし、潤いと安らぎが感じられるような花のある町の実現を目指して、花いっぱい運動にとりくまれております。このとりくみの中において、質問者がおっしゃるような花いっぱい運動に伴う要望品及び管理経費支給要領を定め、活動団体を募るとともに、自主的に花の栽培と維持管理を行う団体に対し、花の種、苗、用土、プランターなど要望品の支給をされているところです。

本町といたしましても、花とみどりのまちづくりの推進は、行政だけで担っていけないものではないと考えており、先ほどご答弁させていただきましたように協働のまちづくりを進める中において、行政の役割として緑化推進や環境保全の活動団体へ現物支給等も行ってきたところがございます。活動団体の高齢化等による担い手不足などの課題となる中、効果的かつ効率的な、また様々な手法などの事例等について調査研究し、本町にふさわしい制度や事業の在り方について検討してまいりたいと考えているところです。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。斑鳩町にふさわしい制度や事業の在り方を検討するというご答弁いただきました。わかりやすく住民が参加したくなるような具体的な制度を早期に制定し、住民が斑鳩町の制度を活用して花とみどりのまちづくりに参加したい、このまちを花でいっぱいになりたいと思えるような制度にし、住民にお知らせくださるよう要望しまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伴吉晴君） 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。

10時20分まで休憩します。

（ 午前 9時59分 休憩 ）

（ 午前10時20分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開いたします。

次に、7番、嶋田議員の一般質問をお受けします。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、小・中学校の通学路についてです。過日、小学生が犠牲になった交通事故を契機に、文科省が危険通学路の全国調査を行いました。当、斑鳩町においても調査がなされたと思いますが、その結果についてお聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 令和3年度、文部科学省におきまして全国調査が実施され、通学路等安全点検の実施、主に対策必要箇所の抽出の状況や通学路等安全点検を受けた対策必要箇所における対策状況に関する報告を行ったところでございます。

斑鳩町では、7月末までに各学校において通学路における危険箇所の情報を集約、整理を行い、各学校から改善要望があった箇所は109件あり、そのうち今年度、国から緊急要請された点検の要件、1、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道となっている道路など車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所、2、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所、3、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所といった要件に合致する箇所は総数で26件あったところです。この26件につきましては、8月10日に交通安全対策担当部局であります安全安心課、道路管理担当部局であります建設農林課及び奈良県警との合同による通学路等の安全点検を実施し、その結果、抜け道となっている道路において、通行時間を規制するよう警察に要望を行ったほか、路面標示の設置やカーブミラーの設置等について奈良県警からの助言もいただき、順次、現在、対応を行っているところでございます。

今回の緊急点検箇所以外の場所につきましても、引き続き、関係部署、関係機関とも連携し、改善の要望を行い、適宜点検等を行いながら、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 各小・中学校からの改善要望が109件、そのうち文科省の要件に合致する場所は26件ということですが、この109件について、すぐに対応できるものについては対応済みであり、警察や他の機関と関連する事案については、通報、要望済みであるとのことですが、児童生徒の身の安全のために再度、関連機関と協議されるようお願いいたします。

続きまして、次の質問です。先月の雨降りの登校時間帯のことですが、集団登校に遅れてきた子の付き添いで学校まで行ったときです。東小の南門が閉まっていたため、私が西門から入るように子どもに伝え見守っていると、西門も閉まっていたのか、その子は正門に回って登校しました。そのときの時刻は8時15分くらいでした。始業時間は8時半だと思います。なぜ閉まっていたのか。町内の各小・中学校の登校時の門を開けている時間帯はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 学校の門の開閉時間につきましては、各学校あるいは校種に

より対応が多少異なりますので、ここでは学校ごとにご説明をさせていただきます。

まず、斑鳩小学校では、午前7時55分から正門、西門、南門の3か所を開門し、それぞれ門に集団登校がおおむね通過する8時20分頃まで教職員を配置し、その後は施錠をしているところです。斑鳩西小学校では、午前7時50分から8時10分まで正門と西門を開門し、登校時間帯はそれぞれの門に教職員を配置しており、登校時間経過後は施錠をせず門扉を閉じているところです。斑鳩東小学校は、門ごとに隔日で教職員を配置し、正門は午前7時30分から午前8時30分まで、南門は午前7時30分から午前8時20分までの2か所を開門しておりますが、雨天時に限りましては、南門は使用せず西側の通用扉を開けることとしており、登校時間経過後は施錠しているところです。

斑鳩中学校では、正門、南門、北門、東門の4か所を教職員の配置は行わず、午前7時から午前9時まで開門し、登校時間帯に登校する生徒への対応のため施錠をせず門扉を閉じているところでございます。斑鳩南中学校では、正門、校舎東側の門の2か所を午前7時15分から午前8時35分まで開門し、正門には午前8時20分から午前8時35分の間、教職員を配置しているところです。登校時間後につきましては、登校する生徒への対応のため施錠はせず門扉を閉じている状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 先ほども言いましたように、恐らく各学校とも始業時刻は8時30分だと思います。始業時刻前には教職員等の打合せや始業の準備等があるとは思いますが、少なくとも始業時刻までは各門を施錠せず開けておくように対応されることを教育委員会が指導されるように望みます。もし、それができない事情があるのであれば、その事情を後日、報告をお願いいたします。

次の質問に入ります。東小学校の南門についてです。以前は南門は設置されていませんでした。東小の南から登校する児童は東小の西側の町道を通って西門から入っています。この西側の町道は幅員が約3.5メートルほどの狭い道路で、しかも道の西側には道路内にガードレール、東側には約30センチほどのU字溝が設置してあり、しかも開渠でした。当時、児童たちがその西側の町道を通っているときに、普通車以上の大きさの車両が通過するときには、児童はU字溝の中へ入り車両をやり過ごすという状態でした。それは晴天時、雨天時、関係なしにそのような状態でした。そこで、私は当時の教育長に直にお願いして、そのU字溝に北から南まで全面的に蓋をしてほしい旨をお願いしました。たとえ30センチ、40センチでも、道路幅員が少しでも広がれば少しは安全であろうと考えたからです。しかし最初は、蓋をするとU字溝の清掃がしにくくなる

等の理由で難色を示されましたが、恐らく児童の登校時の状態を見られたんだと思うのですが、その後、現在のグレーチングで蓋を設置されました。しかも当時、フェンスだけだった南に、簡易ではありますが南門を設置されました。

この南門についての登校時の開閉について、改めてお聞きします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 先ほどのお答えと重複をいたしますが、東小学校南門につきましては、午前7時30分から開門をしております。登校した児童は、朝の会、授業が始まるまでの時間を運動場で過ごしている児童が多く、防犯上の観点から集団登校がおおむね通過した後、午前8時20分頃に扉を閉じ施錠をしているところでございます。

なお、雨天時は濡れた運動場は通行しにくいいため、南門は使用せず学校西側の道路を通行し、西側の通用扉を使用することとしており、登校時間経過後はこちらも施錠をしているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 先ほども話をしましたが、登下校時の西側の町道は危険なために南門を設置されたんです。雨天時に南門を閉鎖するのは、子どもたちが歩くと足形等がグラウンドにつき、それがそのまま乾くとグラウンドが荒れるからと、雨天時には通行させないんだと、当時、説明を受けた覚えがあります。何度も言いますが、西側町道が危険であるために南門が設置されたのに、雨天時にはその南門を閉鎖して危険な西側町道を通れというのは、グラウンドのために児童の安全をないがしろにしていると思えません。濡れた運動場は通行しにくい、また、グラウンドの保持を理由に南門を閉鎖するのであれば、学校西側のフェンスとグラウンドにある遊具との間にもフェンスを設置し、その間を通行帯として整備されることを提言します。このことを東小とも協議していただき、教育委員会主導で早期に実現されることを望みます。

次の質問ですが、西小についても同じです。目安方面から登校する児童は東側道路を通って正門から入るように聞いています。東側には閉鎖状態の東門がありますが、そこを目安方面からの児童たちの登下校門として使用できませんか、お聞きします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 西小につきまして、目安方面から斑鳩西小学校へ登校する児童は、議員もおっしゃいましたように小学校東側から北側道路へ連続する歩道を通行し、北側の正門から現在、学校へ入っているところでございます。現在、斑鳩西幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園として再構築することを計画しておりますが、認定こど

も園が開園した後は、園児を送迎するための車両が通行するなど、西小学校周辺の通学路の状況が変化していくことが見込まれております。

通学路の安全対策を検討していく必要があると、そのように考えてます。

こうしたことから、認定こども園の整備計画が具体的に進められていく中で、その車両の動線などの想定もしながら、子どもたちが安全に学校へ登校できるよう、また学校管理の面からも東側の門の設置について検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 検討されるということですので、東小の通行帯ともども、よりよい方策をお願いいたします。

次に、9月の定例会で質問させていただいたサイレンの故障についてです。

その後、一部復旧したとのことで所管委員会で報告されたようですが、この場で再度報告をお願いします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） サイレンの故障についてのご質問でございます。9月議会の一般質問でもお答えさせていただきましたように、建物火災時等に吹鳴をしているサイレンについて、8月15日、政府主催のもとに行われた全国戦没者追悼式の黙祷の時間を周知するため、正午にサイレン吹鳴を予定しておりましたが、操作盤が反応せずサイレンを吹鳴させることができませんでした。これを受け、保守業者において緊急点検を実施したところ、町内7か所に設置しているサイレンを吹鳴させる、非常に重要な基盤が損傷し故障していることが判明したところでございます。その後、保守業者によりサイレンについては修理が可能であることが示され、修理作業に着手し、10月6日に役場庁舎が、同月8日には各消防団詰所の3か所の合計4か所のサイレンが、各施設における手動による吹鳴ができるよう仮復旧したところでございます。

現在、故障前と同様に役場庁舎から一斉吹鳴できるよう、その修理を進めており、並行してこれまでの電話回線を用いたシステムからデジタル無線を用いたシステムを導入する計画を進めているところでございます。

このことでアナログからデジタルに変わることにより、サイレン吹鳴はもとより例えば、J-ALERTにより送られてきた情報データを音声に自動的に変換し、屋外拡声子局で住民の方々に周知できるようになります。加えて、送られてきたデータをそのまま用いてエリアメールや町防災情報メールなどに一括配信することもできるようになります。

ます。また、作成した音声データを電話応答装置に自動録音登録し、放送した内容が聞き取りにくかった場合などに、住民の方がいつでも聞き直すこともできるようになります。なお、町内13か所のスピーカーから音声案内ができる有線放送システムにつきましては、修理が不可能との報告があり、有線放送システムは修理できない状況となっております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） わかりました。それらのことを、住民の皆さんにも周知していただく、広報等で周知していただくようにしていただきたいと思いますが、前回にもお聞きしましたが、検討中との答弁をされました修理後のサイレンの吹鳴の点検及び全システムのメンテナンスについてお聞きします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 修理後の点検及び新システム整備後のメンテナンスについてのご質問でございます。修理後のサイレン点検につきましては、故障前と同様に毎月1日の正午に役場庁舎のみ約1秒程度のサイレン吹鳴を行う形で点検を実施してまいりたいと考えているところでございます。また、導入から24年を経過しているサイレンを含む現システムにつきましては、先ほど申しあげましたとおり、サイレン設備は修理を含め延命化を図ってまいりますが、有線放送システムにつきましては修理ができないことが判明いたしましたところでございます。

そうしたことから、災害発生時の防災情報伝達を円滑かつ確実に行うとともに、伝達手段の高度化・重層化を図るため、次期システムの整備を並行して進めてまいりたいと考えております。なお、整備後のシステムにつきましては、専門業者によるメンテナンスを実施していく予定としております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 故障前は月に一度、吹鳴ボタンを押し作動することを確認し、その後すぐに切るという点検をされていても、8月15日の故障に気づけなかった、そういうことではないんですか。それなのに、また同じ点検体制、月に1度だけ同じ点検体制を続けることは、またまた同じ過ちを繰り返すことにはなりませんか。

ここは月に一度ではなく、平日は毎日点検すべきだと考えます。それは朝であっても昼であっても夕方であっても構わない。とにかく日に一度点検する、平日はですよ。そのように考えますが、念には念を入れ危機管理体制を充実されるよう。再度言います。平日は毎日、点検されるよう提言します。ぜひとも検討されることをお願いいたします。

て、私の一般質問を終わります。

○議長（伴吉晴君） 以上で、7番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ひとつ目の質問でございます。町職員の勤務実態についてお伺いをいたします。

コロナ関連の業務量の増加についてをあげさせていただいております。新型コロナウイルス感染症の国内での初めての感染者は奈良県在住の方でありました。世界中が未知のウイルスへの恐怖に怯え、今なお終息の日がいつ訪れるのか希望を持つことができません。日本では感染が激減していますが、新たに変異株の感染が広がりつつあります。

国・県からの指示や要請また財政支援が矢継ぎ早に行われてきましたが、住民に密着した市町村の役割は想像をはるかに超えるものであったと思われまます。

斑鳩町では、ワクチン接種などの短期集中業務には全職員があたるなどの人員配置が行われましたが、担当部、担当課の過重は計り知れません。

業務量の増加について、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 日本で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されてから2年近く経過します。この間、コロナ禍という言葉に象徴されるよう社会経済は非常に大きな影響を受けています。本町におきましても、感染拡大を防止する観点から、これまで開催してきたイベントや会議等の一部について中止せざるを得ない状況となったことから、これらの運営にかかる業務量は減少したところでございます。

しかしながら一方で、新型コロナウイルス感染症の様々な影響から、住民皆様の生命と暮らしを守るため、そして事業者の皆様の支援を行うため、特別定額給付金の給付、全世帯への不織布マスクの配布、斑鳩町You & Iクーポン券の発券、地域振興券の発行、住宅リフォーム等支援金や中小事業者等事業継続支援金の支給などの支援施策の実施のほか、新型コロナウイルス感染症ワクチンの集団接種の実施など、昨年度から本年度の2か年にわたり通常業務を行いながらも、多方面にわたる事業をスピード感を持って新たにとりくむ必要がありましたことから、これらにかかる業務量は増加しているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) ありがとうございます。業務量の増加は多方面にわたっており、住民からは見えないところでも増加していると感じております。コロナ関連の業務は期限や見通しのつかないもので、心身共に大きな負担となっているのではないのでしょうか。

次に、職員さんのこの間の時間外勤務、有休の取得の状況についてお聞かせください。

○議長(伴吉晴君) 面巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) 初めに、時間外勤務の状況についてであります。時間外勤務手当の対象職員の総時間外勤務時間で申しあげますと、令和元年度が2万5,082時間、令和2年度が2万2,503時間となっております。また、対象職員1人あたりの平均時間外勤務時間は令和元年度が177.9時間、令和2年度が159.6時間となっており、いずれも令和2年度は令和元年度と比較して約10%の減となっているところでございます。これは、令和元年度におきましては統一地方選挙で県知事、県議会議員選挙、町議会議員選挙、そして参議院議員選挙と1年間に3つの選挙が行われたことから、時間外勤務が多くなったものでございます。これらの選挙の執行にかかる時間外勤務を除きますと、令和元年度における総時間外勤務時間は2万1,305時間、対象職員1人あたりの平均時間外勤務時間は151.1時間となり、いずれも令和2年度は令和元年度と比較して約6%の増となっております。

次に、年次有給休暇の取得状況についてであります。取得率は令和元年度が18.

6%、令和2年度が20.6%であり、平均取得日数は令和元年度が7.2日、令和2年度が8.0日となっているところでございます。以上です。

○議長(伴吉晴君) 11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) ありがとうございます。時間外勤務については令和3年度は年度途中であり確定数値はわかりませんので、元年度と令和2年度のデータを回答いただきましたが、令和3年度には町長選挙と衆議院議員選挙が行われましたことから、さらに増加しているものと推測されます。また、総数と1人あたりの平均時間の回答をいただきましたが、職員の時間外勤務実時間にはばらつきがあり、時間外勤務がかなり多い職員が存在することがこれまでも報告されていきました。また、時間外労働手当の該当しない方、管理職ですとかが長時間勤務になっているかもと気になるところでございます。

コロナというまさに災害とも言える緊急事態が職員の勤務環境のさらなる低下につながるないように、通常業務量の改善を目指すことは課題のひとつであると、私は思います。

次に、お答えいただきました有給休暇については、コロナ関連では特に減少はないよ

うな回答でございました。有給休暇は年度ではなく1月から12月の1年間のカウントですが、年間20日取得できます。取得した日数を20日から差し引いて残りの日数が翌年度に繰り越されます。次の年は、繰り越した分とその年の20日の合計が取得可能でございます。繰り越しの限度は20日が限度でございますので、お答えいただいた日数では取得権利を毎年大幅に放棄し続けていくこととなります。私が申しあげるまでもなく、通常業務であっても取得日数が少ないのが現状でございます。

これも改善の課題ではないでしょうか。

次に、臨時雇用の状況について、お伺いいたします。コロナ関連での臨時雇用はどのようにされましたか。職員の業務負担増は緩和できましたか、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） ご質問のワクチン接種事務にかかる臨時的な人員配置についてのご質問でございます。ワクチン接種にかかる一般事務に従事する会計年度任用職員として2名を任用しております。また、ワクチン接種等に従事する看護師として会計年度任用職員を68名任用したところでもございます。さらに受付案内業務などにおきましては、人材派遣を活用することにより、職員の業務負担の軽減を図ったところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 職員のみならず、臨時雇用の方や派遣の方も新型コロナは初めての経験でありました。しかし、ワクチン接種の運用面での不都合は迅速に修正し、大きなトラブルはなく進められたと認識をしております。まだコロナは終わりではありませんが、今後とも迅速な対応をお願いをいたします。

次に、ボランティアの支援について、お聞きいたします。

コロナ関連では、ボランティアの支援はありましたでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 新型コロナウイルス感染症に係る業務につきましては、ボランティアの方にご協力いただいたものはございませんでした。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 直接のボランティアはないとの回答でございましたが、ワクチン接種会場への送迎タクシーの運転手さんが、高齢者への丁寧な声かけをしてくださったり、登下校のサポーターさんが小学校の変則な下校時間に合わせて見守りをしてくださったり、また、3密を避けるためにご近所の方が高齢者の買物を引き受けたりと、地域

での支援を数多く見聞きいたしました。ありがとうございます。

今回は、コロナ関連で質問をいたしました。地震や水害などの災害時には住民にとって町職員さんは頼りの綱でございます。日ごろから心身共に余裕を持って業務に当たられるようお願いをします。

町長には、職員を守ることは住民を守ることでであると申しあげて、この質問は終わらせていただきます。

次の質問をさせていただきます。同じくコロナ関連ですが、ワクチンの未接種の方への支援について、お伺いいたします。

最初に、未接種の方のその接種をしていない理由の把握についてお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法の特例臨時接種として位置づけられており、努力義務となっておりますことから、接種は本人の意思により受けるものとなります。そのため、町として未接種の方の理由を把握することは難しいと考えております。しかし、新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口において、「新型コロナウイルスワクチンは新しいワクチンで不安である」や「接種後の副反応が心配で接種を躊躇している」また「入院やアレルギー疾患などの身体的理由で接種できない」といったご相談をお受けしている中で、未接種の理由として把握をしているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ワクチン接種の終了者の接種率については、委員会等でも逐次報告をいただいておりますが、町から送付されてきた案内や接種券がよく理解ができないとか、また集団の人の中に行くのがためられる、行けない、それから、問い合わせの電話をするのもちょっとしにくいというような理由で未接種のままの方がおられると聞いております。接種を受けないと意思表示を返信してもらって、接種を自分は受けないんだということで返信をしてもらうなどで確認、接種、未接種の人が漏れ落ちなく接種をする、または自分で意思を持って決めるというその確認をするなど、ご検討いただきたいと思います。

次に、接種を希望する方への個別支援についてお伺いいたします。

3回目の接種が始まりますが、未接種だった方が接種を希望されたときの対応について、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） ワクチン接種に関しましての支援につきましては、集団接種に先立ちまして、新型コロナウイルスワクチン相談窓口を令和3年3月15日から開設し、使用されるワクチンの種類や予約方法、接種時の注意事項などのお問い合わせに対して個別に対応してまいりました。さらに、聴覚障害の方には福祉課配属の手話通訳者を通じて、また、介護を必要とする高齢者等には地域包括支援センターやケアマネジャーを通じて声掛けを行い、ワクチン接種を希望される方には申込方法や接種方法についての説明を行い、ワクチン接種がスムーズに行えるよう支援いたしました。

集団接種を終了いたしました現在も、入院中であったため、これから1回目の接種を受けるにはどのようにしたらよいのかといった接種方法等についてのご相談も受け付けております。

今後も引き続き、町広報紙やホームページにワクチン接種についての情報を発信するとともに、個々のニーズに合わせ対応を相談窓口で行ってまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。先ほども申しあげましたように、接種券を送られてきても次の一步が出せないと、そういった方に、町からの一方的なアクセスだけでなく、いろいろなつながりを組み合わせて、できる限り支援のとりくみを検討していただきたいと要望させていただきます。

次に、最後の質問をさせていただきます。

生き生きプラザの駐車場について、お伺いいたします。

乳幼児等の雨天時の状況に配慮をとお聞かせいただきたいのは、小さな子どもさんを連れた方が、雨天時に駐車場での乗降で困っておられる姿を見かけました。傘を差しかけるだけでも大助かりですと言われました。子どもさんが2人なら、さらに大変でございます。町として、配慮できることはありませんか、お答えください。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 生き生きプラザ斑鳩の来館者用の駐車場は87台あり、そのうち身障者用スペースを4台、高齢者と妊産婦の優先スペースをそれぞれ2台、入り口から近いところに確保しております。屋根付きの駐車場は身障者のみとなっております。現在も来館者の状況に応じて、職員や事業に関わるボランティアがサポートしておりますが、今後は乳幼児健診等で駐車場からの移動の際にサポートが必要な方は、事前に担当課へご相談いただけるよう健診の案内通知等にお知らせをしてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。通知にその一言があるなしでは随分と違うと感じています。遠慮なく支援を求める、快く支援する、双方が気持ちよくできるように進めていただくことを願っています。よろしくお願いを申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定しておりました一般質問はすべて終了しました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配布いたしております、追加日程1．常任委員会委員の補充選任について、追加日程2．議会運営委員会委員の補充選任について、追加日程3．議長報告について（1）総務常任委員会副委員長互選結果についてを日程に追加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1．常任委員会委員の補充選任について、追加日程2．議会運営委員会委員の補充選任について、追加日程3．議長報告について（1）総務常任委員会副委員長互選結果についてを日程に追加し、3議案を一括上程いたします。

初めに、追加日程1．常任委員会委員の補充選任についてを議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております常任委員会委員の補充選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。

総務常任委員会委員に、齋藤議員、厚生常任委員会委員に、横田議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程1．常任委員会委員の補充選任については、ただいまの指名のとおり、各委員会の委員を補充選任することと決定しました。

齋藤議員、横田議員におかれましては、よろしくお願いたします。

次に、追加日程2．議会運営委員会委員の補充選任についてを議題とします。

お諮りします。

本件につきましても、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。

議会運営委員会委員に、坂口議員を指名します。

追加日程2. 議会運営委員会委員の補充選任については、ただいまの指名のとおり委員を補充選任することと決定しました。

坂口議員におかれましては、よろしくお願いいたします。

次に、追加日程3. 議長報告についてを議題とします。

議長報告につきましては、事務局長から報告させます。

佐谷議会事務局長。

○議会事務局長(佐谷容子君) それでは、報告いたします。

(1) 総務常任委員会副委員長互選結果についてであります。

総務常任委員会副委員長に、横田議員であります。以上です。

○議長(伴吉晴君) ただいま事務局長から報告をさせましたとおりです。

横田議員におかれましては、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

7日は、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

(午前11時05分 散会)